

# 企業・法人の皆様へ

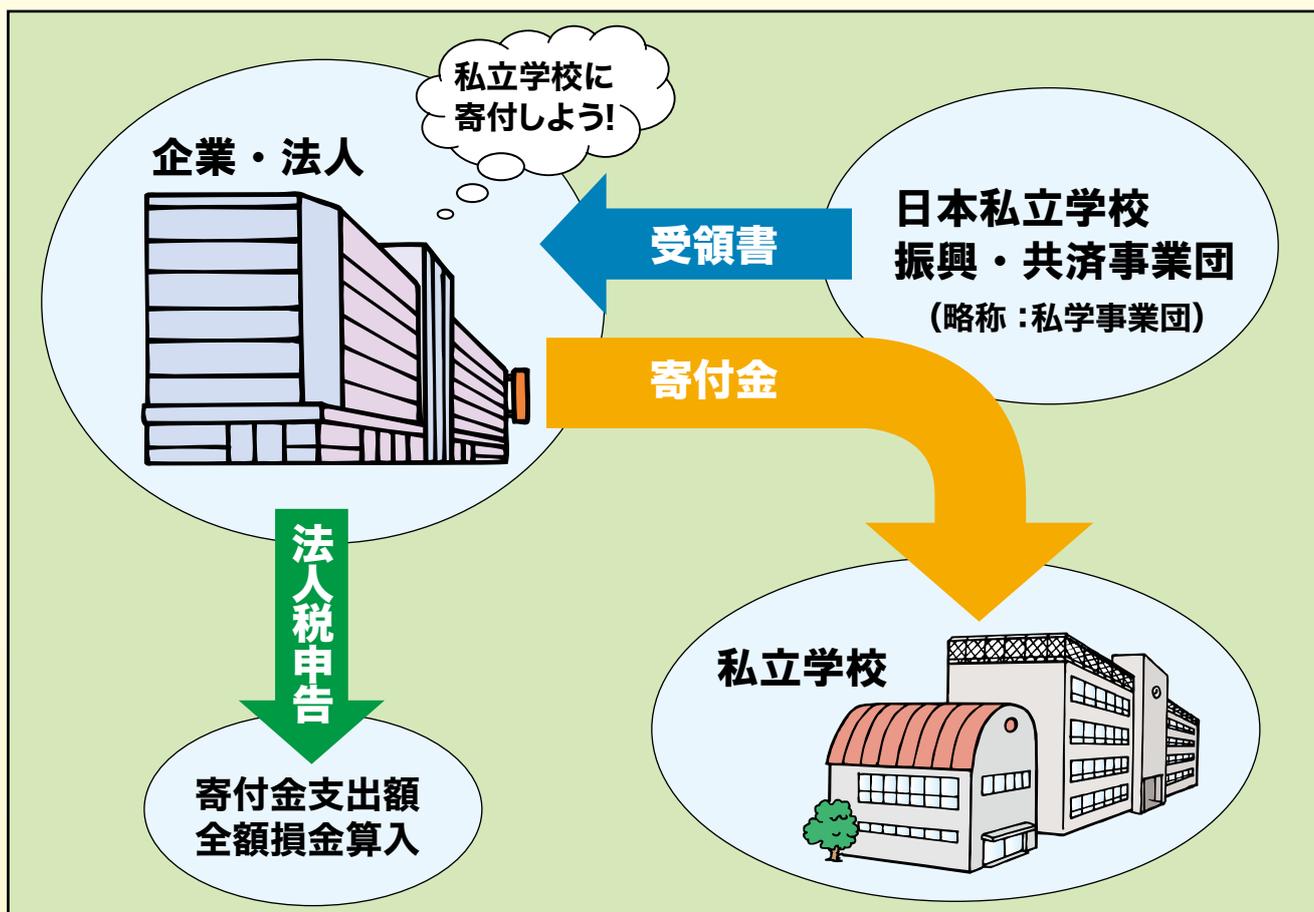
## ～未来を育てるおてつだい～

私立学校への寄付のごあんない

私立学校への寄付金は、全額損金算入できます

「受配者指定寄付金制度」は、私学事業団が寄付金を受け入れ、指定された私立学校に寄付金を配付する制度です。私立学校に寄付した場合に、寄付金支出額全額を損金算入できる唯一の制度です。

毎年、企業・法人の皆様から、100億円を超える寄付金が私学事業団を通じて、私立学校に配付されています。皆様の篤志は、校舎建設、教育研究設備の充実、奨学基金、寄付講座の開設など、さまざまな教育研究事業に大切に活かされています。



寄付金受入れのための審査料、事務手数料は一切かかりません。

ご縁のある私立学校または私学事業団までお気軽にお問い合わせください。

**日本私立学校振興・共済事業団**

企業・法人が私立学校に寄付をした場合、法人税法上、支出した寄付金を一定の割合で損金に算入することが認められています。

## 寄付制度

## 損金算入限度額

1. 私学事業団を通じ、私立学校を指定して寄付をする  
(「**受配者指定寄付金制度**」を利用)

**全額可能!**

2. 私立学校に直接寄付をする  
(**特定公益増進法人に対する寄付金制度\***を利用)

$(\text{資本金等の額} \times 0.25\% + \text{当該年度所得} \times 5.0\%) \times 1/2$

※限度額を超える部分の金額は、一般の寄付先への寄付として損金算入ができます。

3. 私立学校以外の、一般の寄付先に寄付をする

$(\text{資本金等の額} \times 0.25\% + \text{当該年度所得} \times 2.5\%) \times 1/2$

\* 私立学校（学校法人）が「特定公益増進法人」の証明を取得している場合、利用できる制度です。

受配者指定寄付金制度は全額損金算入可能！決算期を待って損金算入限度額を計算する必要がありません。時期を選ばず、思い立ったらいつでも寄付のタイミングです！

### 【参考】個人で私立学校に寄付をお考えの方へ

個人が私立学校に寄付をした場合、所得税法上、寄付金控除として所得から控除することが認められています。  
(寄付金控除額)

寄付金額（当該年分の総所得金額等の40%）－5千円

**ご縁のある私立学校または私学事業団までお気軽にお問い合わせください。**

詳しくは私学事業団ホームページ  
(私学振興事業本部) をご覧ください

<http://www.shigaku.go.jp>

お問い合わせ先

☎ 03 (3230) 7315～7319

〒102-8145 東京都千代田区富士見1-10-12  
日本私立学校振興・共済事業団  
助成部 寄付金課  
E-mail kifukin@shigaku.go.jp